

多子世帯利用給付認定申請のご案内

多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに資することを目的として、月額上限額の範囲内で、第3子以降の保育料(利用料)を無償化します。
本事業では、世帯収入及びきょうだいの年齢の上限はありません。



対象児童

保育の必要性があり、届出保育施設・企業主導型保育所を利用する
0～2歳児クラスの第3子以降(*)の子ども

*保護者と生計を一にし、保護者に監督・保護される子どものうち、年長者から数えて3人目以降となる子ども。

【注意】

次のような場合は対象となりません。

- 届出保育施設 *0～2歳児クラスで保育の必要性があり、かつ非課税世帯(新3号)「子育てのための施設等利用給付認定」(幼児教育・保育の無償化)の対象(**)となる場合。
- 企業主導型保育所 利用施設で既に無償化の対象となっている場合。

助成金の額

保護者が現に負担した保育料を助成します。ただし、次の額を上限とします。

月額上限額

届出保育施設	42,000 円
企業主導型保育所 (0歳児クラス)	37,100 円
企業主導型保育所 (1・2歳児クラス)	37,000 円

※月の途中で給付認定を開始、あるいは終了した場合は、助成金について日割り計算を行います。

認定申請の方法

次の必要書類をそろえて、保育児童課に提出してください。

申請日以前に遡っての認定は行いませんので、事前に余裕をもって手続きしてください。

必要書類 ※様式は市ホームページまたは保育児童課窓口で取得できます。

- ①太宰府市多子世帯利用給付認定書兼現況届出書
- ②保育の必要性を証明する書類(父・母それぞれの分)
- ③課税証明書 ※課税基準日時点での住所地が市外であった保護者のみ
- ④別居のきょうだいの「住民票の写し」及び生計同一であることを確認できる資料
※生計同一の別居の子がいる場合のみ

➡裏面に続きます

②保育の必要性を証明する書類

保護者(父母)の状況(保育の必要性の事由)		提出書類
就労	・就労している/自営業をしている(月64時間以上)	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中または産後間もない【産前産後各8週間】	母子健康手帳の写し
疾病・障がい	・疾病がある(保育できる状況ではない疾病) ・障がいがある(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)	病気療養・看護(介護)申立書 診断書 障害者手帳の写し
介護・看護	親族(2親等以内)を介護・看護している (月64時間以上)	病気療養・看護(介護)申立書 診断書、障害者手帳の写し 介護保険証・ケアプランの写し
求職活動	求職活動を継続的に行っている【3ヶ月以内】	求職活動申立書
就学	大学や専門学校、職業訓練校に就学している	在学証明書
虐待・DV	虐待や配偶者からのDV(家庭内暴力)のおそれがある	※事前にご相談ください。
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあっている	※事前にご相談ください。

④別居のきょうだいが生計同一であることを確認できる資料の例 (詳しくは保育児童課にお尋ねください。)

別居のきょうだいの状況	提出資料
税法上の扶養に入っている	源泉徴収票 など(扶養親族の記載があるもの)
健康保険の扶養に入っている	健康保険証の写し、資格証明書の写し
就業中だが申立人の仕送りにより生活している	預金通帳の写し など (継続的な生活費の送金の記録がわかるもの)
就学している	学生証の写し、在学証明書
療養・入院・入所している	入院証明書、入所証明書、療養にかかる医療機関の領収書、 預金通帳の写し など (継続的な療養費の送金の記録がわかるもの)
離婚等により別居しているが生計費を負担している	預金通帳の写し など (継続的な生活費の送金の記録がわかるもの)

助成金請求の方法

「太宰府市多子世帯利用料請求書」と「領収書兼提供証明書」(利用施設が記載)を3か月分ごと(※)に保育児童課に提出してください。 ※ 各年度の助成金請求の最終期限: 翌年度の4月10日

注意事項

- 年に1回程度、現況確認のため現況届出書及び保育の必要性を証明する書類の提出をお願いします。(別途ご案内します。)
- 認定理由が「求職活動」「短時間就労」の方は認定期間が3ヶ月となりますので、引き続き認定を希望する場合は、認定期間満了前に必要書類をご提出ください。
- 保護者の状況や利用施設等に変更が生じた場合は、その旨速やかにお申し出ください。お申し出もしくは市の調査により対象から外れると判明した場合は、認定を取り消します。

問い合わせ・申請先

太宰府市健康福祉部保育児童課保育所係 電話:092-921-2121(内線 382・317) FAX:092-925-0294